

公園使用時における新型コロナウイルス感染防止策チェックリスト

申請者が遵守すべき事項

- 以下の事項に該当する者の参加を見合わせること。
 - 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

- 以下の事項について、参加者へ周知・徹底すること。
 - マスクを持参・着用すること。
（運動・スポーツ中のマスクの着用は主催者の判断によるが、参加受付時、ミーティングなどのスポーツを行っていない間は、マスクを着用すること。）
 - 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（できるだけ2 m以上）を空けること。
 - 強度が高い運動・スポーツの場合は呼気が激しくなるため、より一層距離を空けること。
 - 前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走するあるいは斜め後方に位置取ること。
 - 公園内で唾や痰をはくことは極力行わないこと。
 - タオルの共用はしないこと。
 - 飲食については、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること。
 - 飲料の回し飲みはしないこと。
 - 飲食した後のゴミは、自宅へ持ち帰ること。
 - こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を行うこと。
 - 人と人との距離（できるだけ2 m以上）を確保すること。
 - 大きな声で会話、応援等を行わないようにすること。

- 参加者、主催者スタッフ等との距離を確保できるように、使用面積にはゆとりを持たせ、他の参加者と密になる場合は、参加者制限等を実施すること。（障がい者等の介助を行う場合を除く）

- 万一の感染発生に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、参加者への連絡体制等を整えること。

- 公園使用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した参加者が発生した場合は、速やかに泉ヶ丘公園事務所（072-291-1800）へ報告するとともに、他の参加者へ連絡するなど、必要な対応を行うこと。

- 感染防止のために公園管理者が決めたその他の措置の遵守、公園管理者の指示に従うこと。